

省令第六十四条第一項の知事が必要と認める図書

図書の種類
1 設計者の一級建築士免許証、二級建築士免許証若しくは木造建築士免許証又は一級建築士免許証明書、二級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書の写し（以下「免許証等」という。）
2 工事監理者の免許証等 *
3 設計者が設計を業として行う場合にあつては、当該設計者の所属する建築士事務所の登録通知等（建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条の三第二項の規定による通知の写しその他の同法第二十三条第一項の規定による登録を受けていることを証する書類をいう。以下同じ。）
4 工事監理者が工事監理を業として行う場合にあつては、当該工事監理者の所属する建築士事務所の登録通知等 *
5 敷地に接する道路の位置及び幅員並びに敷地とこれに接する道路及び隣地との高低の差を明示した二面以上の敷地断面図
6 誓約書（第三号様式）
7 1～6に掲げる図書のほか、知事が必要と認める図書

* 申請の際に工事監理者が定まっていない場合にあつては、2及び4に掲げる図書の添付を省略することができます。その場合、認定計画実施者は、工事監理者の決定後直ちに、2及び4に掲げる図書を添付し、法第4条第2項の規定による届出（軽微な変更に係る届出）を行ってください。